

新居浜市奨学金返済支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新居浜市奨学金返済支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて必要な事項を定め、円滑な補助金交付を行い、本市へのU・I・Jターン、地元就職の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大学等 大学院、大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校、高等学校及び高等技術専門校をいう。
- (2) 事業所等 事務所、事業所、工場、倉庫、施設等をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。ただし、発行株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を大企業が所有している中小企業者を除く。
- (4) 第一次産業 農業、林業、漁業をいう。

(補助対象となる奨学金等)

第3条 この要綱による補助金の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 日本学生支援機構第二種奨学金
- (3) 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 教育支援資金
- (4) その他市長が認める奨学金等

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、公務員（臨時職員、非常勤職員を含む。）を除く。

- (1) 大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 月賦、半年賦、年賦により奨学金等の返済を1年以上遅延なく行っている者
- (3) 補助金の交付を申請しようとする年度の前年度以前に奨学金等の返済を開始した者
- (4) 当該補助金に係る第1回目の交付申請日に満30歳以下の者で、本市に住民登録があり、現に居住している者
- (5) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者

ア 平成27年3月1日以降に本市に本社等を有する中小企業者の事業所又は市長が中小企業者と同等と認める事業所等に就職し、1年以上継続して雇用されている者

イ 平成27年3月1日以降に本市において起業し、1年以上継続して事業を行って

いる者

ウ 平成27年3月1日以降に本市において第1次産業に従事し、1年以上継続して従事している者

(6) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費及び申請回数は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 この要綱の規定による補助金の額及び申請回数は、別表第2のとおりとし、補助金の交付は同一補助対象者に対し、3回までとし、期間は第1回目の交付日より5年間とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新居浜市奨学金返済支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し

(2) 申請日までの奨学金等の返済額を証する書類の写し（預金通帳の写し等）

(3) 奨学金等の全体の返還計画を確認することができる書類の写し

(4) 住民票

(5) 事業所等から交付される労働条件通知書又は就労証明書（様式第2号）、第4条第1項第5号イに該当する者にあつては自らの業を営むことを証する書類（登記事項証明書、開廃業等届出書等の写し）、同条第1項第5号ウに該当する者にあつては所得を証明する書類（確定申告書等の写し）

(6) 納税証明書又は非課税証明書

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、新居浜市奨学金返済支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は補助金の交付を受けようとするときは、新居浜市奨学金返済支援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定者に対し、新居浜市奨学金返済支援補助金返還命令書（様式第5号）により、補助金の交付決定を取消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

申請回数	補助対象経費
第1回目	第4条の要件を満たす者が、第1回目の申請日の1年前から申請日までに返済した元金及び利子とする。（繰上返済した元金も含む。）
第2回目	第1回目の申請日以降に、第4条の要件を満たす者が、第2回目の申請日の1年前から申請日までに返済した元金及び利子とする。（繰上返済した元金も含む。）
第3回目	第2回目の申請日以降に、第4条の要件を満たす者が、第3回目の申請日の1年前から申請日までに返済した元金及び利子とする。（繰上返済した元金も含む。）

別表第2（第6条関係）

申請回数	補助金額
第1回目	申請第1回目に係る元金及び利子の返済金の3分の2の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、20万円を限度とする。
第2回目	申請第2回目に係る元金及び利子の返済金の3分の2の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、20万円を限度とする。
第3回目	申請第3回目に係る元金及び利子の返済金の3分の2の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、20万円を限度とする。